

2000 年人身売買及び暴力被害者保護法

(仮訳)

※ 法律趣旨及び被害者補償関係部分のみ掲載

(以下原文 1464 頁)

法律

特に売春、隷従および労働を強制するための人身売買と戦うこと、女性に対する暴力を防ぐために連邦政府の特定の計画を再承認すること、ならびにその他を目的とする法律

<中略>

(以下原文 1543~1546 頁)

第 2003 条 テロ被害者の支援

(a) 米国外で発生したテロ行為の被害者のニーズ充足—

(1) 全般—1984 年犯罪被害者法第 1404B 条(a)項 (42 U.S.C. 10603b(a)) は、下記のとおり修正される。

(a) 米国外で発生したテロ行為の被害者—

(1) 全般—局長は、被害者向けサービス組織、公的機関（連邦政府、州政府および地方自治体を含む）および犯罪被害者を支援する民間組織に対し、第 1402 条(d)項(5)号に定める追加的補助金を供与することができる。当該補助金は、米国外で発生したテロ行為または集団暴力の被害者のうち、1986 年外交官等防護および反テロリズム法第 VIII 編に基づく補償適格を有さない者に対し、危機対応活動、支援、訓練および技術的支援、継続的支援を含む緊急援助を、捜査または訴追の期間中も含めて提供するために使用しなければならない。

(2) 被害者の定義—本項において「被害者」という用語は—

(A) 米国民または米国政府の公務員もしくは被用者であって、米国外で発生したテロ行為または集団暴力行為の結果として死傷した人を意味し、

(B) 上記(A)で規定した人のうちで、18 歳未満、禁治産者、無能力、または死亡した者（その家族または法定後見人を含む）。

(3) 解釈の規則—本項のいかなる定めも、外国勢力（1978 年外国諜報監視法第 101 条(a) (50 U.S.C. 1801(a)) において定義）に対して局長が補助金を供与することを認めるものではなく、顕著な政治的活動またはロビー活動への従事を目的として運営されている国内または外国の組織に対しても同様とする。

(2) 適用—1988 年 12 月 21 日以降に発生し、1996 年 4 月 24 日以降に捜査または訴追が継続していたテロ行為または集団暴力に対し、本項による修正を適用する。

(3) 運用に関する規定—本法の制定日から 90 日以内に、局長は、1984 年犯罪被害者法第 1407 条(a)項 (42 U.S.C. 10604(a)) に基づくガイドラインを定め、本項に基づき局長が補助金を供与することができる組織および機関のカテゴリーを指定する。

(4) 技術的修正— 1984 年犯罪被害者法第 1404B 条(b)項 (42 U.S.C. 10603b(b)) は、「第 1404 条(d)項(4)号(B)」を削除し「第 1402 条(d)項(5)号」を挿入することによって修正される。

(b) 緊急準備基金に対する修正—

(1) 上限の増額— 1984 年犯罪被害者法第 1402 条(d)項(5)号(A) (42 U.S.C. 10601(d)(5)(A)) は、「5,000 万ドル」を削除し「1 億ドル」を挿入することによって修正される。

(2) 移転— 1984 年犯罪被害者法第 1402 条(e)項 (U.S.C. 10601(e)) は、「50 万ドルを超過した」のほか、後続する「50 万ドルより」まですべて削除し、「局長の裁量で、(d)項(5)号において言及する緊急準備基金に預託することができるものとする。支出義務なしで残存している金額は」を挿入することによって修正される。

(c) 国際的テロ行為の被害者への補償—

(1) 全般— 1984 年犯罪被害者法 (42 U.S.C. 10601 以降) は、第 1404B 条の後に下記の条を挿入することによって修正される。

第 1404C 条 国際テロ行為の被害者に対する補償

(a) 定義—本条において、

(1) 国際的テロ行為—「国際的テロ行為」という用語は、合衆国法律集第 18 編第 2331 条において与えられた意

味を有する。

- (2) 米国民—「米国民」という用語は、移民・国籍法第101条(a)項 (8 U.S.C.1101(a)) において与えられた意味を有する。

(3) 被害者—

- (A) 全般—「被害者」という用語は、

- (i) 1988年12月21日以降に発生し、1996年4月24日以降に捜査または訴追が継続していた国際的テロ行為の結果として、直接的に身体的傷害および精神的障害を被り、または死亡し、かつ、
(ii) 国際的テロ行為が発生した日に、米国民または米国政府の公務員もしくは被用者であった者を意味する。

- (B) 無能力者、禁治産者、または死亡者である被害者—

被害者が18歳未満、無能力者、禁治産者、または死亡者である場合、その家族または法定後見人が、被害者に代わって本条に基づく補償を受け取ることができる。

- (C) 例外—本条の他の規定にかかわらず、テロ行為または集団暴力に関して刑事責任を負う者は、直接であるか、被害者に代わってであるかを問わず、いかなる場合でも本条に基づく補償を受け取ることができない。

- (b) 補償の裁定—局長は、米国外で発生した国際的テロ行為の被害者に被害関連費用を補償する制度を実施するために、第1402条(d)項(5)号(A)に言及されている緊急準備金を使用することができる。

- (c) 年次報告書—局長は毎年、本条に基づく制度の状況および活動に関する報告書を議会に提出するものとする。この報告書には下記の事項を記載しなければならない。

- (1) 補償申請書の提出および処理の手続きに関する説明

- (2) 制度に関する社会の認識向上を図るために設けられた手続きおよび方針に関する説明

- (3) 制度に基づき支援される被害者の完全な統計的分析（下記の事項を含む）

- (A) 提出された補償申請の数

- (B) 承認された申請の数および各裁定の金額

- (C) 却下された申請の数および却下の理由

- (D) 補償申請処理の平均期間

- (E) 決定に至っていない補償申請の数および制度が今後負担すると推定される額ならびに、

- (4) 将来の制度のニーズに関する分析および制度の改善提案

- (2) 適合する修正—1984年犯罪被害者法第1402条(d)項(5)号(B) (42 U.S.C. 10601(d)(5)(B)) は、「第1404B条」の後に、「第1404C条に基づく制度の下で国際的テロ行為の被害者に補償を提供するため、」を挿入することにより修正される。

- (d) 犯罪被害者基金に関する修正—1984年犯罪被害者法第1402条(c)項 (42 U.S.C. 10601(c)) は、下記の文を追加することによって修正される。

第1402条(d)項(5)号にかかわらず、いずれかの会計年度に基金に預託された金額のうち、議会が次会計年度の支払債務に充当しない分については、会計年度に関する制限を受けることなく、将来の会計年度における支払債務のために、その全額を基金に留保する。